

鳥取県告示第 482 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町大字赤碕1087-9	平成19年4月13日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	平成19年4月16日